

## 御津コミュニティバスの運賃改定について

### 1. ご意見募集について

道路運送法第9条第4項に規定する運賃協議会において、令和8年4月より御津コミュニティバスの運賃改定を検討しております。

運賃協議会開催にあたっては、あらかじめ住民の意見を反映させる必要な措置を講じなければならぬと同条5項に規定されています。このことから、意見募集をおこないますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願ひいたします。

### 2. 趣旨

御津コミュニティバスは、一畠バス御津線の廃止に伴い、当該路線の廃止代替として、住民の通院、通学等の生活交通手段を確保するため、御津から春日南（朝一便のみ県民会館前）まで運行しております。

令和8年4月1日から全便県民会館前まで路線延伸するため、また、併走競合となる路線バス運賃との整合性を図るため、運賃については、均一制運賃と協議制運賃への改定を予定しております。

### 3. 運賃改定(案)

#### (1)概要

- ・鹿島町内区間は、1乗車200円とする。
- ・鹿島町外からは、協議制運賃と均一制運賃とする。

#### (2)添付資料

別紙1 【現行（抜粋）】、【改定】

#### (3)改定予定日

令和8年4月1日

**御津コミュニティバス運賃**  
現行／令和 8 年 4 月改定予定

**【現行（抜粋）】**

**1 徴収すべき料金**

(1) コミュニティバスの利用者から徴収すべき料金は次のとおりとする。

**① 定額料金**

区分		料金
大人		下図三角表参照
小人		大人料金の半額
幼児	1歳以上 6歳まで (ただし、小学生を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人又は小人の同伴者 1名につき幼児 1人は無料 (ただし、幼児 2人目からは小人料金)</li> <li>幼児の単独乗車は小人料金</li> </ul>
乳児		無料

**【三角表】**

			県民会館前	
		春日南		200
	山路		200	200
	才の谷入口	400	400	400
御津	200	400	400	400

**② 回数券料金**

区分	料金
400 円券 (13 枚つづり)	4,000 円
200 円券 (13 枚つづり)	2,000 円
100 円券 (13 枚つづり)	1,000 円

**③ 定期券料金**

種別		料金
普通定期券	1箇月	大人定額料金 × 30 × 2 × 0.5
	3箇月	1箇月普通定期券料金 × 3 × 0.95
	6箇月	1箇月普通定期券料金 × 6 × 0.9
小人定期券	1箇月	小人定額料金 × 30 × 2 × 0.5
	3箇月	1箇月小人定期券料金 × 3 × 0.95
	6箇月	1箇月小人定期券料金 × 6 × 0.9
学期別定期券	3箇月以上	(普通又は小人 3 箇月定期券料金) + (大人又は小人定額料金 × 端数日数 × 2 × 0.5 × 0.95)

	3箇月未満	(普通又は小人1箇月定期券料金) + (大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5)
片道定期券	上記券種別毎に適用	各種別定期券料金に2分の1を乗じて得た料金

- (2) 普通定期券は、一般の旅客 ((3)に定める者を除く。) に対して発行する。
- (3) 小人定期券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び市長がこれと同等と認める施設に通学又は通園するため乗車する高校生以下で学校長又は当該施設長の証明書を提出した者に対して発行する。
- (4) 料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。
- (5) 定期券の用紙及び回数券は、事業者からの申し出により必要な数を市が事業者に交付する。

## 2 料金の減額

- (1) 下表左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示した場合同表右欄に掲げる額を減額する。なお、料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。

減額の適用を受けるための資格等	証する書類等	減額する額	
		定額料金	定期券料金
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人	身体障害者手帳		
昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けている者及びその介護人	療育手帳		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人	精神障害者保健福祉手帳		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者及びその介護人	被爆者健康手帳	1/2	1/2
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護人	戦傷病者手帳		
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適用を受けている者及びその付添人	児童福祉法適用施設の発行する所定の料金割引証		

## 【改定】

### 1 徴収すべき料金

(1) コミュニティバスの利用者から徴収すべき料金は次のとおりとする。

#### ① 定額料金

区分		料金
大人		下図運賃表参照
小人	小学生以上高校生まで	大人料金の半額
幼児	1歳以上 6歳まで (ただし、小学生を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人又は小人の同伴者1人につき幼児1人は無料(ただし、幼児2人目からは小人料金)</li> <li>幼児の単独乗車は小人料金</li> </ul>
乳児	1歳未満	無料

#### 【運賃表】

県民会館前									
北堀町 塩見縄手 北殿町									250
西原 小泉八雲記念館前									250 250
春日南									250 250 250
久米									250 250 250 250
比津									250 250 250 250 250
比津が丘郵便局前 比津が丘入口 県営住宅前									250 250 250 250 250 250
東生馬									250 250 250 250 250 250 250
生馬が丘 生馬が丘西 生馬が丘南									250 250 250 250 250 250 250 300
西生馬 西の谷入口									250 250 250 250 250 250 250 300 300 350
山路									250 250 250 250 250 250 250 300 350 350
才の谷入口 オノ谷団地入口									250 250 250 250 250 250 300 350 350 400 400
七日市 新土手入口									200 250 250 300 300 300 350 350 400 400 450 450
善二本花橋									200 200 250 250 300 300 300 350 350 400 400 450 450
ふれあい館 ふれあい館入口									200 200 250 250 300 300 300 350 350 400 400 450 450
北講武 西谷									200 200 200 200 250 250 300 300 350 400 400 450 450
御津越土									200 200 200 200 250 250 300 300 350 400 400 450 450
御津 御津体育館下	200	200	200	200	200	250	250	300	300 350 350 400 400 450 450

② 回数券料金

区分	料金
300 円券 (13 枚つづり)	3,000 円
200 円券 (13 枚つづり)	2,000 円
150 円券 (13 枚つづり)	1,500 円
100 円券 (13 枚つづり)	1,000 円

③ 定期券料金

種別		料金
普通定期券	1 箇月	大人定額料金 $\times 30 \times 2 \times 0.5$
	3 箇月	1 箇月普通定期券料金 $\times 3 \times 0.95$
	6 箇月	1 箇月普通定期券料金 $\times 6 \times 0.9$
小人定期券	1 箇月	小人定額料金 $\times 30 \times 2 \times 0.5$
	3 箇月	1 箇月小人定期券料金 $\times 3 \times 0.95$
	6 箇月	1 箇月小人定期券料金 $\times 6 \times 0.9$
学期別定期券	3 箇月以上	(普通又は小人 3 箇月定期券料金) + (大人又は小人定額料金 $\times$ 端数日数 $\times 2 \times 0.5 \times 0.95$ )
	3 箇月未満	(普通又は小人 1 箇月定期券料金) + (大人又は小人定額料金 $\times$ 端数日数 $\times 2 \times 0.5$ )
片道定期券	上記券種別毎に適用	各種別定期券料金に 2 分の 1 を乗じて得た料金

- (2) 普通定期券は、一般の旅客 ((3)に定める者を除く。) に対して発行する。
- (3) 小人定期券は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び市長がこれと同等と認める施設に通学又は通園するため乗車する高校生以下で学校長又は当該施設長の証明書を提出した者に対して発行する。
- (4) 料金計算上生じた端数は、10 円単位に四捨五入する。
- (5) 定期券の用紙及び回数券は、事業者からの申し出により必要な数を市が事業者に交付する。

## 2 料金の減額

(1) 下表左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示した場合同表右欄に掲げる額を減額する。なお、料金計算上生じた端数は、10円単位に四捨五入する。

減額の適用を受けるための資格等	証する書類等	減額する額	
		定額料金	定期券料金
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人	身体障害者手帳		
昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けている者及びその介護人	療育手帳		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人	精神障害者保健福祉手帳		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者及びその介護人	被爆者健康手帳	1/2	1/2
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護人	戦傷病者手帳		
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適用を受けている者及びその付添人	児童福祉法適用施設の発行する所定の料金割引証		